

## 第 1 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年11月17日(水) 午前10時00分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政  
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・11 清水 喜代己  
12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ・21 坂野 大徹  
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 10 牧野 礼吉

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 芸濃：倉田担当主幹  
香良洲：豊田担当主幹

議事録署名者 19 草深 みつよ・21 坂野 大徹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第7号 非農地証明願について  
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について(別冊)

## 議 事 の 大 要

- 議 長      それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。  
             なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。  
             本日の欠席は、10番 牧野 礼吉委員、1名でございます。出席委員は13名でございます。  
             それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。  
             19番 草深 みつよ委員、21番 坂野 大徹委員、よろしく申し上げます。  
             まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第5号に入ります。  
             事務局をお願いします。
- 事 務 局      議案書の1ページから4ページをお願いいたします。  
             報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。  
             番号1から26で、件数は26件、面積は108,083㎡で、その内訳は田が106,134㎡、畑が1,949㎡でございます。  
             これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。  
  
             5ページから7ページをお願いいたします。  
             報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。  
             番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は21,890㎡で、その内訳は田が13,751㎡、畑が8,139㎡でございます。  
             これらにつきましては、相続の届出でございます。  
             なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  
  
             8ページから9ページをお願いいたします。  
             報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。  
             番号1、分譲住宅用地  
             番号2、共同住宅用地  
             番号3、貸駐車場用地  
             番号4、駐車場用地  
             番号5、番号6、太陽光発電施設用地  
             でございます。  
             以上、件数は6件、合計面積は12,416㎡で、その内訳は田が11,125㎡、畑が1,291㎡でございます。  
  
             10ページをお願いいたします。  
             報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、駐車場及び物置用地  
番号2、一般個人住宅用地  
番号3、資材置場用地  
番号4、倉庫用地  
番号5、マンション建設用地  
番号6、一般個人住宅用地  
番号7、分譲住宅用地  
番号8、番号9、一般個人住宅用地  
番号10、サイロ建築及び駐車場用地  
番号11、一般個人住宅用地  
でございます。

以上、件数は11件、合計面積は7,142㎡で、その内訳は田が4,118、畑が3,024㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、番号2、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は2件、面積は453㎡で、その内訳は田が182㎡、畑が271㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページから13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 白塚、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,510㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 52㎡、申請地 白塚町浜新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 52㎡。

これにつきましては、受人は生前一括贈与により、渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 神戸、受人 \_\_\_\_\_、面積 528㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 16,788㎡、申請地 野田上沢 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,912㎡ 外1筆、合計面積 4,117㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、2部会にて1,970㎡分の申請が同時に出ており、下限面積である5,000㎡を満たしております。

番号3、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,876 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,453 m<sup>2</sup>、申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,500 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 1,620 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,876 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,553 m<sup>2</sup>、申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,876 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 1,249 m<sup>2</sup>、申請地 高野尾町東豊久野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 694 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,298 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 14,756 m<sup>2</sup>、申請地 高野尾町新出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 804 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 上野、受人 \_\_\_\_\_、面積 25,536.50 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 267 m<sup>2</sup>、申請地 河芸町西千里里\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 267 m<sup>2</sup>のうち124.68 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

なお、この案件につきましては、既に転用目的、農業用倉庫で5条届出が受理されており、内申請であっても所有権移転が可能となる案件になります。

番号8、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,876 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,907 m<sup>2</sup>、申請地 芸濃町小野平石尾\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 333 m<sup>2</sup> 外1筆、合計面積 828 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、面積 4,504.68 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 8,796 m<sup>2</sup>、申請地 美里町北長野三守田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,813 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号10、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,901㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 4,636㎡、申請地 安濃町安部下津見\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 317㎡ 外2筆、合計面積 1,219㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,876㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 2,257.58㎡、申請地 安濃町安濃西川原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 840㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は11件、面積は13,102.68㎡、このうち田が6,786㎡、畑で6,316.68㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。私は現地確認ができていないのですが、地元推進委員に確認していただきました。特に問題ないということでした。よろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。11月9日に地元推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明通り何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号3から番号6、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。11月9日に地元推進委員と番号3から番号6まで現地確認いたしました。問題ありませんでした。

12日に高野尾農振協議会でも審議いたしましたが、問題ないということでした。よろしくお願いします。

議 長 番号7、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明通り何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長	番号 8、地区 安西、お願いします。
片岡委員	9 番、片岡です。地元推進委員と、事務局、私で現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 9、地区 長野、お願いします。
清水委員	11 番、清水です。11 月 9 日に現地確認いたしました。事務局の説明通り何も問題ありませんでした。よろしくお願いします
議 長	番号 10、地区 草生、お願いします。
内藤委員	13 番、内藤です。11 月 9 日に地元推進委員、事務局とで現地確認を行いました。何も問題ございませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 11、地区 安濃、お願いします。
海野委員	12 番、海野です。11 月 9 日に地元推進委員、支所担当者、農業委員 2 名とで現地確認いたしました。問題なしと判断させていただきました。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 11 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、議案第 1 号については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。</p> <p>番号 1、地区 草生、区分地上権者 _____、面積 0 m<sup>2</sup>、区分地上権設定者 _____、面積 5,908 m<sup>2</sup>、申請地 安濃町草生岡谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,657 m<sup>2</sup>。</p> <p>この案件はこのあと議案第 5 号でご審議いただく、営農型太陽光発電施設の一時転用に関連し、ある一定の空間を利用するための区分を設定するもので、広さを意味する設定面積は 1,657 m<sup>2</sup>、幅を意味する高さは地上 2.5 m から 2.9 m の間となっております。</p> <p>以上、件数は 1 件、面積は 1,657 m<sup>2</sup>、畑でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項ただし書きには該当しないた</p>

め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。11月9日に地元の地元推進委員と委員2名、事務局と  
で現地確認いたしました。何ら問題ございませんでした。よろしくお願いま  
す。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いた  
します。  
次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）、で  
ございます。

番号1、地区 草生、借人 \_\_\_\_\_、面積 7,876㎡、貸人 \_\_\_\_\_、  
面積 5,908㎡、申請地 安濃町草生岡谷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目  
とも畑、面積 1,657㎡。

これにつきましては、認定農業者であり、農地所有適格法人である借人は、  
労力不足のため、営農を縮小する貸人から10年間申請地を借り受け、営農型  
太陽光発電の下部にて、櫛を栽培するものです。

以上、件数は1件、面積は1,657㎡、畑でございます。

この案件につきましても、全部効率利用要件、農地所有適格法人要件、下限  
面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないた  
め、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 草生、お願いします。

内藤委員	13番、内藤です。11月9日に地元の地元推進委員と農業委員2名、事務局とで現地確認いたしました。何ら問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。
議長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。</p> <p>次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16ページから17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。</p> <p>番号1、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 960㎡。</p> <p>これにつきましては、受人が、渡人から申請地を譲り受け、自己が代表を務める法人の駐車場及び資材置き場用地とするものですが、平成20年頃に渡人の亡父が、一時的に資材置き場等に貸したことで、申請地が埋まりましたが、これまで違う用途に使用せず、管理してきた旨の申述書が提出されています。</p> <p>農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町浜新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 491㎡ 外2筆、合計面積 615㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、すでに転用許可を得て、取得済みの隣接する土地788㎡だけでは太陽光事業の敷地が狭かったことから、敷地拡張するべく、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。</p> <p>パネル設置面積は全体で656.61㎡、パネル設置率はすでに許可済みの土地を含め転用面積の46.8%になります。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 半田五反田_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 148㎡ 外1筆、合計面積 149.77㎡。</p> <p>これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自宅への進入路とするものです。昭和45年頃から既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 安東、受人 _____、渡人 _____、申請地 河辺町前</p>

出\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 6.61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車庫用地とするものですが、既にこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町西垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 90㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路用地とするものです。なお、この後でご審議いただく議案第6号の番号2、番号3は当申請に関連するもので、一体利用する計画となっています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所土師神\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目とも山林、面積 1,084㎡ 外2筆、合計面積 3,252㎡。

これにつきましては、受人は、遠方に住む渡人から申請地を譲り受けるものですが、昭和56年頃に耕作条件の悪さから、既に杉を植林している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 草生、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生岡谷\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 138㎡ 外2筆、合計面積 421㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般住宅用地及び農業用倉庫用地として転用するものです。

受人は、周囲の土地6筆を同時に取得し、申請地と合わせて一体利用するものですが、昭和25年頃からすでにこの目的で使用している旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

また、この案件は、営農型太陽光発電の下部で櫛を栽培する受人が、現在、津市\_\_\_\_\_にある事務所を移転するためのものになります。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号8、地区 香良洲、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 297㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は第3種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は5,791.38㎡、このうち田が3,532.38㎡、畑が2,259㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2 地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。11月9日に地元推進委員と現地確認いたしました。事務局の説明通りで問題ありませんでした。よろしくお願いします。

2番についても同日に地元推進委員と現地確認いたしました。これについても問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号3、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。11月9日に地元推進委員と事務局、私と3名で現地確認いたしました。事務局の説明通り何ら問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号4 地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。11月9日に地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号5、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。11月9日に地元推進委員、農業委員2人、事務局と見に行かせていただきまして、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号6、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。11月9日に会長、部会長、事務局と私ども関係者で現地確認いたしました。事務局の説明通り何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号7、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。11月9日、地元推進委員、私ども2名の農業委員、事務局と現地確認いたしました。何ら問題ございませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号8、地区 香良洲、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。事務局の説明通り何も問題ありません。よろしくお願いします。

議 長	番号1から番号8について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	18ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。  番号1、地区 草生、地上権者 _____、地上権設定者 _____、申請地 安濃町草生岡谷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,657㎡のうち0.51㎡。 これにつきましては、10年間の地上権を設定し、一時転用許可を受けて、申請地の上空に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた、支柱の高さが、最大約2.9m、支柱の間隔が約3.2mある営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。 なお、当施設の下では、主に営農型の下で榊栽培を手掛ける、農地所有適格法人である_____が、榊を栽培する計画がされております。 農地区分としましては、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外にあたる、仮設工作物の一時的利用に供するものに該当するものだと判断されます。  以上、件数は1件、面積は0.51㎡、畑でございます。 この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 草生、お願いします。
内藤委員	13番、内藤です。11月9日に地元推進委員、私ども農業委員、事務局で現地確認いたしました。何も問題ありません。よろしく申し上げます。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 栗真、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町西浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 280㎡ 外1筆、合計面積 311㎡。

これにつきましては、借人は、父である貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地及び道路後退用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大里、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町西垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 222㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借を設定し、申請地を駐車場及びボート置き場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町西垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 423㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本中町\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 325㎡ 外1筆、合計面積 343㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、面積は1, 299㎡、このうち田が311㎡、畑が988㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 栗真、お願いします。

坂野委員 21番、坂野です。11月6日に現地確認をいたしました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号2、番号3、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。11月9日に地元推進委員と農業委員2名、事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号4、地区 棕本、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。11月9日に地元推進委員、事務局と我々農業委員で現地確認いたしました。事務局の説明通り何も問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。  
次に議案第7号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 栗真、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 栗真町屋町南浜\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 260㎡ 外1筆、合計面積 1,  
213㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書により、申請地は昭和60年頃より雑種地化していることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件で、面積は1, 213㎡、このうち田が953㎡、畑が260㎡でございます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 栗真、お願いします。
坂野委員	21番、坂野です。11月9日、会長、部会長、地元推進委員に現地確認をしていただきました。私自身は11月6日に現地確認いたしました。 これにつきましては、30年以上、40年近く経過しておりますので、非農地証明をして差し支えないと思います。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明をすることに決定いたします。 次に別冊でお配りしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。 資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。 各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。  まず、津地区をご覧ください。 田の賃貸借、使用貸借で166,001㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,580㎡、契約件数は45件でございます。  河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で17,581㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,582㎡、契約件数は11件でございます。  安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で457,656㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,197㎡、契約件数は107件でございます。  芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で14,926㎡、契約件数は5件でございます。  美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で38,240㎡、契約件数は9件でございます。  香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。  以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて694,404㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で9,359㎡、合計契約件数は177件、合計面積は703,763㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区31件、河芸地区9件、安濃地区45件、芸濃地区3件、美里地区5件で、合計93件、合計面積は409,567㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で52.5%、面積で58.2%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は96番の外8件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号79、80についてです。

\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この件について、いかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございました。  
入室してください。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは議案第8号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。  
以上で第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時41分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

令和3年11月17日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_